

宇治市監査委員公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和元年 9 月 18 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成30年度建設部及び農業委員会事務局の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

令和元年5月10日から同年6月28日まで

第4 監査の概要

この監査は、建設部建設総務課、用地課、道路建設課及び農業委員会事務局における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から平成31年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

道路占用料収入状況（建設総務課）

道路拡幅等予定用地使用料収入状況（建設総務課）

境界明示等手数料収入状況（建設総務課）

委託料支出状況（建設総務課、道路建設課）

工事請負費支出状況（道路建設課）

旅費支出状況（用地課、農業委員会事務局）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 建設総務課

(1) 道路占用料収入状況について

平成 28 年度の前回定期監査等において、道路占用料及び水路使用料が納期限までに納入されないことがあると指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。速やかに改善を図られるよう強く求める。

(2) 道路拡幅等予定用地使用料収入状況について

特になし。

(3) 境界明示等手数料収入状況について

前回定期監査において、手数料の指定金融機関への払込みの時期に遅れが見受けられると指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう強く求める。

(4) 委託料支出状況について

特になし。

2 用地課

(1) 旅費支出状況について

特になし。

3 道路建設課

(1) 委託料支出状況について

特になし。

(2) 工事請負費支出状況について

特になし。

4 農業委員会事務局

(1) 旅費支出状況について

特になし。